

議案第 68 号

宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）が平成 29 年 5 月に公布され、汚染土壤処理業に係る譲渡及び譲受、合併及び分割、相続の各承認手続きが新たに規定され、本年 4 月 1 日より施行されています。

本市では、これまでに汚染土壤処理業の許可申請はなく、汚染土壤処理施設は市内に存在しない状況であるため、兵庫県及び県下の土壤汚染対策法政令市の手数料金額を調査したうえで、改正条例を調整し今回の定例会に提案するものです。

2 改正内容

土壤汚染対策法改正に伴い、汚染土壤処理業に係る譲渡及び譲受、合併及び分割、相続の各承認手続きについても手数料を徴収するため、下記の手数料を宝塚市環境衛生事務手数料条例第 4 条に次の手数料を追加します。

- 汚染土壤処理業の譲渡及び譲受承認申請手数料（土壤汚染対策法第 27 条の 2 第 1 項）
100,000 円
- 汚染土壤処理業である法人の合併又は分割承認申請手数料（土壤汚染対策法第 27 条の 3 第 1 項）
100,000 円
- 汚染土壤処理業の相続承認申請手数料（土壤汚染対策法第 27 条の 4 第 1 項）
100,000 円

3 手数料算出根拠

平成 22 年に汚染土壌処理業の許可等の申請に対する事務手数料を規定したときの根拠を
基に、今回改正の事務に係る時間等を考慮し算出した。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 審査に必要な時間 | 24.5 時間 |
| (2) 職員の標準時間単価 | 4,015 円/時間 |
| (3) 旅費 | 0 円 |
| (4) 物件費 | 1,200 円 (郵送料、電話料) |

$$\begin{aligned} \text{手数料} &= \text{審査に必要な時間} \times \text{職員の標準時間単価} + \text{旅費} + \text{物件費} \\ &= 24.5 \text{ 時間} \times 4,015 \text{ 円/時間} + 0 \text{ 円} + 1,200 \text{ 円} \\ &= 99,568 \text{ 円} \\ &\text{改め } 100,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

4 兵庫県下の状況 (資料 1 参照)

追加された 3 つの手数料については、いずれの自治体においても同一金額を規定
しています。

手数料額は以下のとおりです。

- 12 万円・・・兵庫県、姫路市、明石市、加古川市
- 11 万 6 千円・・・神戸市
- 10 万円・・・尼崎市、西宮市、宝塚市